

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20221209	中日本タクシー株式会社(法人番号1180001026463) 代表者大森英雄	愛知県名古屋市西区天塚町1丁目11番地	山田営業所	愛知県名古屋市西区玉池町109番地	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和4年6月16日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。